

第11期

川崎市分別収集計画

令和7年8月

川崎市環境局

# 目 次

1 計画策定の意義.....	1
2 計画の基本的方向.....	1
3 計画期間 .....	2
4 対象品目 .....	2
5 各年度における容器包装廃棄物及びプラスチック製品の排出量の見込み（法第8条第2項第1号） .....	3
6 容器包装廃棄物等の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号） .....	4
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号） .....	6
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及びプラスチック製品の量の見込み（法第8条第2項第4号） .....	7
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める量及びプラスチック製品の量の見込みの算定方法.....	8
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号） .....	9
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号） .....	10
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 .....	11
13 その他の事項.....	12

## 1 計画策定の意義

経済の発展に伴い、生活の利便性や物質的な豊かさを手にする反面、地球温暖化や資源の枯渇化など様々な環境問題が顕在化している。廃棄物の分野においても、排出量の増加による環境への負荷の増大や埋立処分場の逼迫など様々な問題が生じているところである。こうした問題を解決するためには、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型のライフスタイルや社会経済システムから脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至る過程で効率的な利用やリサイクルを推進することにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を構築することが急務となっている。

本市においては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、空き缶、空き瓶、ペットボトル、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装等の分別収集の取組を順次進めてきたところである。また、プラスチック資源循環法に基づき、令和6年度から一部地域にてプラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括してプラスチック資源として収集しており、令和8年度からはこの取組を全市展開する。

さらに、平成28年4月には「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして」を基本理念とした川崎市一般廃棄物処理基本計画（ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン）（以下「基本計画」という。）を策定し、令和7年度までの10年間の計画として、今まで以上に、リサイクルに関する意識向上はもちろんのこと、リサイクルよりも環境負荷が少ない2R（リデュース・リユース）の取組を、市民・事業者・行政の協働で推進するとともに、「資源循環」、「脱炭素」、「自然共生」の視点を持った統合的な取組を推進していくこととしている。また、令和8年度を始期とする次期基本計画については、「資源循環・循環経済」「脱炭素」「安心・安全」の視点で10年間の計画を策定する予定となっている。

本計画は、策定予定の次期基本計画に基づき、ごみの発生抑制を図るとともに、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物等の一層のリサイクル推進に向け、市民・事業者・行政の役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべき方針と具体的な推進方策を示したものである。本計画の推進により、容器包装廃棄物等の排出の抑制及び再資源化を図り、環境への負荷が少ない「循環型社会」の構築を目指すものである。

## 2 計画の基本的方向

本計画は、次の基本方針のもとに、施策の展開を図るものとする。

### （1）全ての主体と協働した脱炭素化・循環経済への移行などにより、限りなくごみをつくらない社会の実現

環境意識の高い市民・事業者や優れた環境技術・産業の集積など地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す循環経済への移行を促進し、特にプラスチックの資源循環の促進を目指し、市域を超えた資源循環・脱炭素化に大きく貢献する取組を進めます。

**(2) 市民・事業者・行政の協働により一層の環境配慮行動を促進し、更なる3Rを推進**

市民・事業者と共に環境意識をより一層醸成し、徹底的な3R+Renewableを推進することで、焼却量を大幅に削減し、脱炭素化に大きく貢献する取組を進めます。

**(3) 社会状況の変化等に的確に対応し、安全・安心で健康に暮らせる快適な生活環境を守る**

一般廃棄物・産業廃棄物の更なる適正処理の確保に向けた取組を推進するとともに、高齢化、脱炭素化、強靭化など社会課題に対応した安全・安心な処理体制を構築してまいります。

### **3 計画期間**

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

### **4 対象品目**

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色の瓶、茶色の瓶、その他の色の瓶、紙パック、段ボール、ペットボトル及びプラスチック製容器包装（ペットボトルを除く）を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づきプラスチック製品を分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及びプラスチック製品の排出量の見込み（法第8条  
第2項第1号）

(単位:t／年)

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
缶類	スチール缶 (鋼製容器包装)	3,075	3,090	3,088	3,094	3,101
	アルミ缶 (アルミニウム製容器包装)	4,408	4,431	4,429	4,439	4,450
	小計	7,483	7,520	7,517	7,534	7,552
瓶類	無色	4,675	4,698	4,695	4,705	4,716
	茶色	2,283	2,295	2,293	2,298	2,303
	その他の色	3,085	3,100	3,099	3,105	3,112
	小計	10,044	10,093	10,087	10,109	10,131
紙類	紙パック (飲料用紙製容器)	1,972	1,949	1,917	1,891	1,867
	段ボール	19,177	18,878	18,498	18,191	17,962
	その他の紙 (紙製容器包装)	12,267	12,128	11,929	11,770	11,618
	小計	33,416	32,954	32,344	31,853	31,447
プラ類	ペットボトル	5,868	5,747	5,594	5,457	5,438
	プラスチック製容器包装	35,038	35,400	35,532	35,724	35,878
	(うち白色トレイ)	208	206	203	200	197
	小計	40,906	41,146	41,126	41,181	41,316
容器包装廃棄物		91,849	91,714	91,074	90,676	90,446
プラ類	プラスチック製品	9,682	10,138	10,536	10,957	11,374
プラスチック製品		9,682	10,138	10,536	10,957	11,374

## 6 容器包装廃棄物等の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物等の排出の抑制を促進するため次の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携する。

方策(事業名)	事業内容	効果等								
1 資源集団回収事業 (奨励金制度) (報償金制度)	<p>地域のリサイクル活動として、町内会・自治会及びPTA等が取り組んでいる資源集団回収活動を奨励するため、回収量1キログラム当たり3円の奨励金を交付している。</p> <p>また、資源集団回収事業の拡充及び回収業者の支援のため、回収量1キログラム当たり紙類は古紙市況に連動した額を、布類・びん類は1円の報償金を交付している。</p> <p>なお、回収業者の育成と資質の向上を目的に川崎市資源集団回収事業連絡協議会を設置し、補助金を交付し支援している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 集団回収量 令和4年 34,253t 令和5年 32,138t 令和6年 30,781t</li> <li>● 実施団体登録数(R7. 4) 1,480団体</li> <li>● 登録回収業者数(R7. 4) 77業者</li> </ul>								
2 エコショップの認定	環境に配慮し、廃棄物の減量化及び資源化等に積極的に協力する商店・商店街等をエコショップとして認定している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認定店舗等(令和6年度) 582店舗(3商店街含む)</li> </ul>								
3 社会科副読本「くらしとごみ」の作成	環境教育の一環として、市内の主に小学4年生を対象に社会科副読本「くらしとごみ」を作成し、廃棄物事業やごみ減量化・リサイクルの大切さの理解を促進している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和5年度より電子版を発行</li> </ul>								
4 「資源物とごみの分け方・出し方」の作成	ごみの減量やリサイクルの推進に向けた普及啓発を推進するとともに、ごみの出し方のルール・マナーの徹底を図るため、分別収集の日程等を記載した「資源物とごみの分け方・出し方」を作成し、主に転入者に配布している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 86,600冊(令和6年版)</li> </ul>								
5 環境教育・環境学習の促進	<p>ごみ問題に意欲と関心のある市民の方々と連携しながら、さまざまな環境教育や環境学習の場の拡大を図る。</p> <p><b>【出前ごみスクール】</b> 小学校などでごみの減量リサイクルの体験学習を行う。</p> <p><b>【ふれあい出張講座】</b> 自治会や町内会などのイベントで体験学習などを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開催回数           <table border="0"> <tr> <td><b>【出前ごみスクール】</b></td> </tr> <tr> <td>令和4年度実施 99校</td> </tr> <tr> <td>令和5年度実施 103校</td> </tr> <tr> <td>令和6年度実施 91校</td> </tr> <tr> <td><b>【ふれあい出張講座】</b></td> </tr> <tr> <td>令和4年度実施 95団体</td> </tr> <tr> <td>令和5年度実施 146団体</td> </tr> <tr> <td>令和6年度実施 151団体</td> </tr> </table> </li> </ul>	<b>【出前ごみスクール】</b>	令和4年度実施 99校	令和5年度実施 103校	令和6年度実施 91校	<b>【ふれあい出張講座】</b>	令和4年度実施 95団体	令和5年度実施 146団体	令和6年度実施 151団体
<b>【出前ごみスクール】</b>										
令和4年度実施 99校										
令和5年度実施 103校										
令和6年度実施 91校										
<b>【ふれあい出張講座】</b>										
令和4年度実施 95団体										
令和5年度実施 146団体										
令和6年度実施 151団体										

方策(事業名)	事 業 内 容	効 果 等								
6 グリーン購入の促進	<p>ごみの発生の少ない製品やリサイクル可能な製品、環境への負荷の少ない製品を積極的に購入し利用するグリーン購入の拡大に向けた普及啓発を促進する。</p> <p>川崎市グリーン購入推進方針に基づいて、市自らがグリーン購入を促進する。</p>									
7 廃棄物減量指導員制度	<p>市民、事業者、市とのパイプ役、廃棄物の減量化、資源化、ごみの分別排出の指導及び快適な生活環境を保全するための地域社会のリーダーとしての役割を担う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指導員数(令和6年度) 1,841人</li> </ul>								
8 拠点回収・店頭回収の実施	<p>市民の利便性の向上を図り、資源化を図るため、資源物等の拠点回収や店頭回収の充実を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 拠点回収量 令和6年</li> </ul> <table> <tbody> <tr> <td>小型家電</td> <td>13,362kg</td> </tr> <tr> <td>古着類</td> <td>125,407kg</td> </tr> <tr> <td>牛乳パック</td> <td>1,180kg</td> </tr> <tr> <td>蛍光管</td> <td>98kg(789本)</td> </tr> </tbody> </table>	小型家電	13,362kg	古着類	125,407kg	牛乳パック	1,180kg	蛍光管	98kg(789本)
小型家電	13,362kg									
古着類	125,407kg									
牛乳パック	1,180kg									
蛍光管	98kg(789本)									

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に  
係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	分別収集の実施時期				
		R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
スチール缶 (鋼製容器包装)	空き缶					→
アルミ缶 (アルミニウム製容器包装)						→
無色の瓶	空き瓶					→
茶色の瓶						→
その他の色の瓶						→
紙パック (飲料用紙製容器)	紙パック					→
段ボール	段ボール					→
ペットボトル	ペットボトル					→
プラスチック資源循環法に 基づき分別収集するもの	プラスチック 資源※					→

※プラスチック資源循環法に基づき、プラスチック製容器包装（ペットボトルを除く）及びプラスチック製品を一括して「プラスチック資源」として収集

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及びプラスチック製品の量の見込み（法第8条第2項第4号）

(単位:t／年)

年度	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
スチール缶 (鋼製容器包装)	2,908		2,925		2,926		2,934		2,943	
アルミ缶 (アルミ製容器包装)	4,242		4,266		4,267		4,280		4,293	
無色の瓶	(合計) 4,433		(合計) 4,458		(合計) 4,460		(合計) 4,473		(合計) 4,486	
	(引渡量) 0	(独自処理量) 4,433	(引渡量) 0	(独自処理量) 4,458	(引渡量) 0	(独自処理量) 4,460	(引渡量) 0	(独自処理量) 4,473	(引渡量) 0	(独自処理量) 4,486
茶色の瓶	(合計) 2,165		(合計) 2,178		(合計) 2,178		(合計) 2,185		(合計) 2,191	
	(引渡量) 0	(独自処理量) 2,165	(引渡量) 0	(独自処理量) 2,178	(引渡量) 0	(独自処理量) 2,178	(引渡量) 0	(独自処理量) 2,185	(引渡量) 0	(独自処理量) 2,191
その他の色の瓶	(合計) 2,925		(合計) 2,942		(合計) 2,943		(合計) 2,952		(合計) 2,961	
	(引渡量) 0	(独自処理量) 2,925	(引渡量) 0	(独自処理量) 2,942	(引渡量) 0	(独自処理量) 2,943	(引渡量) 0	(独自処理量) 2,952	(引渡量) 0	(独自処理量) 2,961
紙パック	14		13		13		13		13	
段ボール	12,762		12,536		12,260		12,036		11,887	
ペットボトル	(合計) 5,451		(合計) 5,335		(合計) 5,189		(合計) 5,057		(合計) 5,044	
	(引渡量) 2,726	(独自処理量) 2,726	(引渡量) 2,668	(独自処理量) 2,668	(引渡量) 2,595	(独自処理量) 2,595	(引渡量) 2,529	(独自処理量) 2,529	(引渡量) 2,522	(独自処理量) 2,522
プラスチック製容器包装 (ペットボトルをのぞく)	(合計) 15,356		(合計) 15,942		(合計) 16,393		(合計) 16,840		(合計) 17,238	
	(32条) 10,156	(33条) 5,200	(32条) 10,314	(33条) 5,628	(32条) 10,606	(33条) 5,787	(32条) 10,895	(33条) 5,945	(32条) 11,152	(33条) 6,086
プラスチック製品	(合計) 1,351		(合計) 1,902		(合計) 2,435		(合計) 2,964		(合計) 3,484	
	(32条) 778	(33条) 573	(32条) 1,299	(33条) 603	(32条) 1,663	(33条) 772	(32条) 2,024	(33条) 940	(32条) 2,379	(33条) 1,105

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める量及びプラスチック製品の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条6項に規定する主務省令で定める物の量及びプラスチック製品の量の見込み

$$= \text{1人1日あたり排出量} \times \text{組成比率} \times \text{人口} \times \text{年間日数} \times \text{協力度}$$

- ・人口は「将来推計人口推計調査」（令和7年5月、川崎市）をもとに設定
- ・組成比率は、令和6年度普通ごみ組成調査結果等をもとに設定
- ・協力度は過去の分別収集開始時の実績及び政策等におけるごみ減量率などをもとに設定

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類 ／プラスチック資源		収集に係る 分別の区分	収 集 ・ 運 搬 段 階	選別・保管 等 段 階
缶 類	スチール缶	空き缶	民間業者による収集運搬	民間業者
	アルミ缶			
瓶 類	無色の瓶	空き瓶	民間業者による収集運搬	民間業者
	茶色の瓶			
	その他の色の瓶			
紙 類	紙パック (飲料用紙製容器)	紙パック	住民団体による集団回収 及び公共施設拠点回収	民間業者
	段ボール	段ボール	住民団体による集団回収 及び公共施設拠点回収	民間業者
プラ 類	ペットボトル	ペットボトル	民間業者による収集運搬	民間業者
プラスチック製容器包 装（ペットボトルを除く） 及びプラスチック製品 (プラスチック資源循環法)		プラスチック 資源	民間業者による収集運搬	民間業者

## 1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の種類 ／プラスチック資源	収集に係る 分別の区分	収 集 容 器	収 集 車	中間処理
スチール缶	空き缶	透明・半透明ポリ袋 (ペットボトルと一括)	ロードパッカー車	市の資源化処理施設 (選別・圧縮施設)
アルミ缶				
無色の瓶	空き瓶	空き瓶収集容器	平ボディー車	市の資源化処理施設 (選別・圧縮施設)
茶色の瓶				
その他の色の瓶				
ペットボトル	ペットボトル	透明・半透明ポリ袋 (空き缶と一括)	ロードパッカー車	
プラスチック製容器包装（ペットボトルを除く） 及びプラスチック製品 (プラスチック資源循環法)	プラスチック 資源	透明・半透明ポリ袋	ロードパッカー車 (圧縮車)	市の資源化処理施設 及び民間施設 (選別・圧縮施設)

※紙パック、段ボールは資源集団回収制度を活用し、既存民間業者の施設を利用する。

## 1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環法に基づく分別収集の実施方策は、前述のとおりであるが、次のような関連の方策についても実施している。

### (1) 川崎市環境審議会

審議会は、「川崎市環境基本条例」に基づき市民（団体代表、公募）・学識経験者による、30名以内の委員で構成され、諮問に応じて審議を行う。

### (2) 川崎市廃棄物減量指導員制度

「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」に基づき、平成6年4月に「川崎市廃棄物減量指導員」制度を設けた。

指導員は、ごみの減量や資源化の推進に向けた地域のリーダー役及び市とのパイプ役として活動しており、現在約1,841名である。

### (3) ごみゼロカフェ

平成27年度まで開催していた「川崎市ごみ減量推進市民会議」に代わり、ごみ問題に关心のある様々な年代の市民や事業者など多様な主体が参加し、意見交換する新たな市民参加の取組として「ごみゼロカフェ」を開催し、ごみの減量化・資源化をより推進するための取組等について意見交換する。

### (4) 資源集団回収

ごみの減量だけでなく費用対効果の面でも有効な事業であるため、ごみの減量とリサイクルの推進に向け、回収頻度・回収拠点等の増加、新規団体の登録促進、効果的な広報活動による情報提供の充実など、活動の活性化と充実を図る。

### (5) 処理原価の算出

廃棄物の処理に関する事業を能率的に運営し、社会経済的に効率的な事業執行状況であるか確認する見地から、その事業成果と投入コストを比較衡量し、事業の費用対効果を検証する。

### 13 その他の事項

紙製容器包装を含むミックスペーパーの収集について以下のとおり計画するものとする。

#### ミックスペーパーの収集見込み量

(単位:t／年)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
ミックスペーパー	9,884	10,411	10,846	11,276	11,131
(うち紙製容器包装)	4,326	4,557	4,747	4,935	4,872